

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の骨子」等に関する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

(1) 意見の募集期間：

平成19年6月14日(木)から7月13日(金)まで

(2) 告知方法：

電子政府の総合窓口(e-Gov)、環境省ホームページ掲載及び記者発表

(3) 意見提出方法：

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見の提出状況

意見提出者数：22 団体・個人

(内訳)

	意見提出者数(団体・個人)
民間企業関係	5
事業者団体関係	12
自治体関係者	3
消費者団体・NPO等	1
個人その他	1
合計	22

3. 意見の概要及びこれに対する考え方

頂いた意見の概要及びこれに対する考え方は、別紙のとおりです。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の
骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1. 再商品化に現に要した費用の総額の算定方法

1	再商品化に要した費用は、その算出根拠とともに再商品化事業者毎に第三者による監査が行われ、公開されるべきである。	1	再商品化に現に要した費用については、(財)日本容器包装リサイクル協会が従来どおり委託先の再商品化事業者ごとに処理実績に基づき算出することとなりますが、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。
---	---	---	--

2. 再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定方法

2	市町村からの引渡し申込み量と引渡し実績量の差が合理化の結果なのか、単に見込み違いなのか分かる仕組みの構築が必要である。	2	引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量としています。
3	市町村は引渡し申込み量と引渡し実績量の間に大きな差異が生じないように精査すべきであり、差異が生じている場合はその原因を明らかにし、次年度以降の想定量に反映させるべき。さらに、乖離幅が一定量を超える場合は算定から除外すべきである。	7	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。そして、引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理予定量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量となっています。
4	資金拠出に関する一連の情報を公開すべきである。	6	資金拠出に関する一連の情報については、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。
5	市町村分別収集計画に定める量は、直近の分別収集実績量を基本とすべきである。	2	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込み量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。また、市町村分別収集計画に定める特定分別基準適合物ごとの量については、過去の実績量や今後の人口変動率、分別収集率等を用いて推計し、分別収集実績量とできる限り整合させるよう周知しているところです。
6	市町村が策定する分別収集計画に定める量の妥当性について、都道府県がチェックすべきであり、その旨省令に明記すべきである。	2	容器包装リサイクル法の基本方針において、市町村は、分別収集計画を定めるに当たり、分別収集見込量が実績値に限りなく近づくよう努めなければならないとされています。なお、容器包装リサイクル法第8条第4項の規定に基づき、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するとともに、公表しなければならないほか、同条第5項の規定に基づき、都道府県知事は市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができることとなっています。
7	市町村の引き渡し申込み量の妥当性について、指定法人がチェックすべきであり、その旨省令に明記すべきである。	2	引渡申込量については、より精度の高い適切な値とするため、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量に変更される場合には、あらかじめ当該変動分として見込まれる量を反映させた数量となっています。なお、透明性の高い制度運用の観点から、根拠となるデータなどの必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

8	想定量の算出に当たっては、単純に申し込み量だけではなく、品質の評価を加えるべきである。	1	(財)日本容器包装リサイクル協会のペールの品質調査の結果に基づき協会が引取りを行わない市町村の分別基準適合物については、想定量には含まれません。また、ペールの品質の評価については、市町村の再商品化の合理化に寄与する程度の算定に当たって考慮することとしています。
9	最低単価(実績)を想定単価とし、またその見直しも毎年行うべきである。	1	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGの合同会合の議論を踏まえ、想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間ごとに見直す等の運用を行うこととしています。また、想定単価は、再商品化単価が毎年度変動する場合があることを踏まえ、過去の一定期間(3年間)の再商品化単価の平均値を用いることとし、また、より精度の高い適切な単価とする観点から、直近の再商品化単価(例えば、平成20~22年度の想定単価にあつては平成17~19年度の再商品化単価)を用いて算定することとしています。
10	想定量については、引き渡し量ではなく、収集・選別工程での処理量を基礎に算定すべきである。	1	容器包装リサイクル法に基づく再商品化は、市町村が引き渡す分別基準適合物について行われることになっており、再商品化に要すると見込まれた費用の算出の基礎となる想定量についても、再商品化の合理化に寄与する取組がなかった場合に想定される特定分別基準適合物の引渡申込量としています。

3. 各市町村に対して支払う金銭の額の算定方法

11	拠出金の配分について、品質向上、コスト削減の効果を常時検証するとともに、その結果に基づいて寄与度の評価等の算定方法を随時見直すべきである。	1	本制度が適切に運用されるよう、品質向上やコスト削減の効果の把握に努めてまいりたいと考えています。
12	ペールの品質評価に過大な経費を要することは好ましくない。	1	ペールの品質評価については、過大な経費を要することのないよう、(財)日本容器包装リサイクル協会のペール品質調査結果等を基に判定することとしています。
13	合理化に寄与したと認められるための基準について、市町村の意見も聞いて定めるべきである。	1	分別基準適合物の品質の向上を通じた再商品化の合理化に寄与すると認められる場合については、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会容器包装の3R推進に関する小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGの合同会合の取りまとめを踏まえ、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が90%以上であつて前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であることとし、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装については、(財)容器包装リサイクル協会の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であることとします。
14	市町村による拠出金の使途を明確にすべきである。	3	本制度により、市町村におけるより質の高い分別収集に向けた取組を効果的に促進することが期待されることから、拠出金の使途については、各市町村において適切に判断されたいと考えております。
15	再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除して得られる額の全額を市町村に拠出するべきである。	1	再商品化の合理化に寄与する要因としては、市町村の取組によるものと事業者の取組によるものがあり、そのうち市町村の寄与分について市町村に還元することとするが、市町村と事業者の寄与分を定量的に算定することは困難であるので、市町村と事業者の寄与分は同程度とし、事業者から市町村へ拠出される額については効率化分の2分の1としています。

その他の御意見			
16	分別回収費用を税金で負担するのではなく、拡大生産者責任の原則を徹底すべきである。	1	今回のパブリックコメントに直接関係する御意見ではございませんが、今後の参考にさせていただきます。
17	市町村の分別収集費用について情報開示をすべきである。	2	
18	本制度がその効果を発揮するためには、消費者も含め、関係者の理解と協力が不可欠である。	1	

特定容器製造業者等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令案の骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
	御意見はありませんでした。		

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第一条第二号に規定する主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を定める告示案の骨子
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第四条第五号及び別表第一の七の項に規定する主務大臣が定める商品を定める告示案の骨子
- ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第二条の表の七の項に規定する環境大臣が定める商品を定める告示案の骨子

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
1	PET区分の見直しにより、各社が現在使用しております「プラ」表示の紙ラベル、シュリンクラベルの在庫や賞味期限を考慮し、経過措置期間(1年間程度)を設けるべきである。	8	PET区分の見直しにより変更が必要となる識別表示の経過措置期間につきましては、資源有効利用促進法において規定されるところですが、容器包装の切り替えに要する期間を勘案する一方、新たなPET区分での分別排出、分別収集を促進する必要性も考慮して定める予定です。